

平成16年6月15日
内閣官房IT担当室

e-文書イニシアティブ対象法令リスト一覧

<摘要>

- ：通則法を適用するべき規定があるもの
(但し、法律上書面に限定されているが下位法令において電磁的記録による保存を可能としているものを含む。)
 - ：通則法の適用を受けずとも、電磁的記録による保存を容認する規定があるもの
 - ◎：整備法で所要の規定の整備をするべき事項があるもの
 - (調整中)：各府省と調整中のもの
- 注) なお、本リストについては今後の法制化作業により変更することがあり得る。

e-文書イニシアティブ対象法令リスト

所管府省	法律名	電磁的記録による保存等容認		電磁的記録による保存対象外	備考
		通則法の適用	整備法整備事項		
内閣官房	構造改革特別区域法	□			
内閣府	特定非営利活動促進法	○□	◎		
	株式会社産業再生機構法	□			
	民法(所管公益法人に関するもの)	○□			
	信託法(所管公益信託に関するもの)	○□			
公正取引委員会	下請代金支払遅延等防止法	□			
金融庁	社債等登録法	○			平成15年1月6日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日において廃止
	証券取引法	○□	◎		
	投資信託及び投資法人に関する法律	○□	◎		
	外国証券業者に関する法律	○	◎		
	株券等の保管及び振替に関する法律	○□			

○ 通則法を適用するべき規定があるもの

□ 通則法の適用を受けずとも、電磁的記録による保存を容認する規定があるもの

◎ 整備法で所要の規定の整備をするべき事項があるもの

e-文書イニシアティブ対象法令リスト

所管府省	法 律 名	電磁的記録による保存等容認		電磁的記録による保存対象外	備 考
		通則法の適用	整備法整備事項		
金融庁	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	○			
	金融先物取引法	○			
	資産の流動化に関する法律	○□	◎		
	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律	○□	◎		
	社債等の振替に関する法律	○□			
	銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律	○			
	無尽業法	○			
	銀行法	○	◎		

○ 通則法を適用すべき規定があるもの

□ 通則法の適用を受けずとも、電磁的記録による保存を容認する規定があるもの

◎ 整備法で所要の規定の整備をするべき事項があるもの

e-文書イニシアティブ対象法令リスト

所管府省	法律名	電磁的記録による保存等容認		電磁的記録による保存対象外	備考
		通則法の適用	整備法整備事項		
金融庁	長期信用銀行法(省令)	○	◎		
	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(省令)	○	◎		
	金融機関の合併及び転換に関する法律	○			
	前払式証票の規制等に関する法律	○			
	貸金業の規制等に関する法律	○			
	抵当証券業の規制等に関する法律	○	◎		
	中小企業等協同組合法	○	◎		
	協同組合による金融事業に関する法律	○	◎		
	信用金庫法	○	◎		
	信用保証協会法	○	◎		
	労働金庫法	○	◎		

- 通則法を適用するべき規定があるもの
- 通則法の適用を受けずとも、電磁的記録による保存を容認する規定があるもの
- ◎ 整備法で所要の規定の整備をするべき事項があるもの

e-文書イニシアティブ対象法令リスト

所管府省	法律名	電磁的記録による保存等容認		電磁的記録による保存対象外	備考
		通則法の適用	整備法整備事項		
金融庁	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	○	◎		
	保険業法	○□	◎		
	船主相互保険組合法	○□			
	損害保険料率算出団体に関する法律	○			
	金融機関等の顧客等の本人確認等に関する法律	□	-		
警察庁	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	○□			
	古物営業法	○□			
	質屋営業法	○			
	遺失物法(政令)	○			
	警備業法	○			
	銃砲刀剣類所持等取締法	○□			

○ 通則法を適用するべき規定があるもの

□ 通則法の適用を受けずとも、電磁的記録による保存を容認する規定があるもの

◎ 整備法で所要の規定の整備をするべき事項があるもの

e-文書イニシアティブ対象法令リスト

所管府省	法律名	電磁的記録による保存等容認		電磁的記録による保存対象外	備考
		通則法の適用	整備法整備事項		
警察庁	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	○			
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	○□			
	道路交通法(省令)	○□			
	災害対策基本法(政令)			証明書	
	民法(所管公益法人に関するもの)	○□			
	信託法(所管公益信託に関するもの)	○□			
総務省	大規模地震対策特別措置法(政令)			証明書	
	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(省令)	□			
	有線テレビジョン放送法(省令)	□		有線テレビジョン放送施設の設置許可状	
	放送法(省令)	□		委託放送業務認定証	
	電気通信役務利用放送法(省令)	□			

- 通則法を適用すべき規定があるもの
- 通則法の適用を受けずとも、電磁的記録による保存を容認する規定があるもの
- ◎ 整備法で所要の規定の整備をするべき事項があるもの

e-文書イニシアティブ対象法令リスト

所管府省	法律名	電磁的記録による保存等容認		電磁的記録による保存対象外	備考
		通則法の適用	整備法整備事項		
総務省	電子署名及び認証業務に関する法律	○		認定に係る業務に関する帳簿書類(利用者又はその代理人の署名又は押印がある書類に限る)	電磁的記録による保存対象外について調整中
	電気通信事業法(省令)	○□			
	電波法(省令)	○		無線局免許状、登録状、登録証 等	
	電話加入権質に関する臨時特例法	○			
	有線放送電話に関する法律(省令)	○		有線放送電話業務の許可状	
	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律	○			
	行政書士法	○□		領収証副本	
	公職選挙法			会計帳簿、明細書及び領収書 等	
	政治資金規正法			会計帳簿、明細書及び領収書 等	
	政党助成法			会計帳簿、領収書等及び残高証明等	

○ 通則法を適用するべき規定があるもの

□ 通則法の適用を受けずとも、電磁的記録による保存を容認する規定があるもの

◎ 整備法で所要の規定の整備をするべき事項があるもの

e-文書イニシアティブ対象法令リスト

所管府省	法律名	電磁的記録による保存等容認		電磁的記録による保存対象外	備考
		通則法の適用	整備法整備事項		
総務省	民法(所管公益法人に関するもの)	○□			
	信託法(所管公益信託に関するもの)	○□			
	消防法(政令、省令)	○□			
	石油パイプライン事業法	□			
	石油コンビナート等災害防止法	□			
	地方税法		◎	(調整中)	国税に係る電子帳簿保存法との整合性を含め、対象範囲等については、検討中
法務省	民法	○□			
	商法	○□	◎		
	信託法	○			
	有限会社法	○□	◎		
	社債等登録法	○			平成15年1月6日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日において廃止

○ 通則法を適用するべき規定があるもの

□ 通則法の適用を受けずとも、電磁的記録による保存を容認する規定があるもの

◎ 整備法で所要の規定の整備をするべき事項があるもの

e-文書イニシアティブ対象法令リスト

所管府省	法律名	電磁的記録による保存等容認		電磁的記録による保存対象外	備考
		通則法の適用	整備法整備事項		
法務省	司法書士法	○□			
	土地家屋調査士法	○□			
	電話加入権質に関する臨時特例法	○			
	建物の区分所有等に関する法律	○□			
	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律	○□	◎		
	株券等の保管及び振替に関する法律	○□			
	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法	○□			
	更生保護事業法	○□			
	債権管理回収業に関する特別措置法	○			
	弁護士法	○			
	電子署名及び認証業務に関する法律	○		認定に係る業務に関する帳簿書類 (利用者又はその代理人の署名又は押印がある書類に限る)	電磁的記録による保存対象外について調整中

○ 通則法を適用するべき規定があるもの

□ 通則法の適用を受けずとも、電磁的記録による保存を容認する規定があるもの

◎ 整備法で所要の規定の整備をするべき事項があるもの

e-文書イニシアティブ対象法令リスト

所管府省	法律名	電磁的記録による保存等容認		電磁的記録による保存対象外	備考
		通則法の適用	整備法整備事項		
法務省	中間法人法	○			
	社債等の振替に関する法律	○□			
	民法(所管公益法人に関するもの)	○□			
	信託法(所管公益信託に関するもの)	○□			
	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法	○			
外務省	民法(所管公益法人に関するもの)	○□			
	信託法(所管公益信託に関するもの)	○□			
財務省	保険業法	○□			
	関税定率法	○	(調整中)		関税関係帳簿書類のうち帳簿等一定のものについては、スキヤナ方式による保存の対象外とすることを調整中
	関税法	○	◎ (調整中)		関税関係帳簿書類のうち帳簿等一定のものについては、スキヤナ方式による保存の対象外とすることを調整中

○ 通則法を適用するべき規定があるもの

□ 通則法の適用を受けずとも、電磁的記録による保存を容認する規定があるもの

◎ 整備法で所要の規定の整備をするべき事項があるもの

e-文書イニシアティブ対象法令リスト

所管府省	法律名	電磁的記録による保存等容認		電磁的記録による保存対象外	備考
		通則法の適用	整備法整備事項		
財務省	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律	○		(調整中)	関税関係帳簿書類のうち帳簿等一定のものについては、スキヤナ方式による保存の対象外とすることを調整中
	通関業法	○			
	たばこ耕作組合法	○□	◎		
	塩事業法	○			
	社債等の振替に関する法律	○□			
	外国為替及び外国貿易法	□			
	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(政令)	○		(調整中)	関税関係帳簿書類のうち帳簿等一定のものについては、スキヤナ方式による保存の対象外とすることを調整中

○ 通則法を適用するべき規定があるもの

□ 通則法の適用を受けずとも、電磁的記録による保存を容認する規定があるもの

◎ 整備法で所要の規定の整備をするべき事項があるもの

e-文書イニシアティブ対象法令リスト

所管府省	法律名	電磁的記録による保存等容認		電磁的記録による保存対象外	備考
		通則法の適用	整備法整備事項		
財務省	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(政令)	○		(調整中)	関税関係帳簿書類のうち帳簿等一定のものについては、スキヤナ方式による保存の対象外とすることを調整中
	関税暫定措置法(政令)	○		(調整中)	関税関係帳簿書類のうち帳簿等一定のものについては、スキヤナ方式による保存の対象外とすることを調整中
	民法(所管公益法人に関するもの)	○□			
	信託法(所管公益信託に関するもの)	○□			
	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律		◎	国税関係帳簿書類のうち帳簿、決算関係書類及び契約書・領収書の一部については、スキヤナ方式による保存の対象外とする。	
	所得税法				
	租税特別措置法		(電子帳簿保存法により対応)		
	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律				

○ 通則法を適用するべき規定があるもの

□ 通則法の適用を受けずとも、電磁的記録による保存を容認する規定があるもの

◎ 整備法で所要の規定の整備をするべき事項があるもの